

## 「第4回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）」

- 1 日 時 令和元年8月30日（金）午前10時～正午
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員 吉永委員、和田委員、秋山委員、森委員、  
坂井委員、高山委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 2名
- 6 事務局 樋口コミュニティ課長、安達係長、香月主事

### 7 議題

- (1) 平成30年度市民参加条例対象事業の評価シートのまとめ
- (2) 市民参加運用に関する見直し・改善について
- (3) その他

### 9 議事内容

#### 事務局

本日は、前半に平成30年度市民参加条例対象事業の評価シートのまとめについて、後半は市民参加手続き運用に関する見直し・改善についてご審議いただきたい。

また、流山市〇〇〇〇氏及び〇〇〇氏より本委員会を傍聴したい旨の申し出があった。

本委員会は、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」第9条に基づき、会議は公開となっていることから、傍聴を許可したので報告する。なお、傍聴者に対しては、「会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。」等、傍聴の順守事項を事務局から説明しており、傍聴者に了承いただいたことを付け加える。

委員長

傍聴を許可する。

それでは、市民参加推進委員会の出欠報告をする。6名全員出席で定足数に達しているため、会議は成立している。

次に議題「(1)平成30年度市民参加条例対象事業の評価シートのまとめ」について事務局から説明をお願いします。

事務局

評価シートについてはお手元の資料を確認していただきたい。各委員から提出いただいた評価シートを基に、委員会としての評価シートのたたき台を作成した。

本日はこのたたき台の総評及び委員からのコメント内容を特に審議していただきたい。今回作成した評価シートは、全庁に配信し、今後の市民参加の参考にさせていただく。

委員長

それでは、対象事業11事業の評価シートについて審議する。特に意見のわかれたところや、コメントについて事業ごとに審議するので意見のある方はお願いしたい。

【流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について】

委員長

総評はB+であるが、意見のある方はどうぞ

A委員

バランス的に考えると今の評価が妥当だが意見交換会出席者0人だったことについてどう評価すべきか。

委員長

総評にC評価をした委員がない為、B評価以上は妥当ではある。

B委員

対象地区の住人に焦点を当て地元説明会を実施するのは妥当だが、結果的に全体の意見交換会が0人だったので、地元説明会と同時で開催するなどもっと工夫する余地はあったと思うので、今後は今回の指摘を参考にしていき評価は

Bに留めておくのは妥当である。

#### C委員

市民参加手続きの目標値をどこに置くかによって評価の重きが変わると思う。仮に参加人数が0人だとしても実施担当課として、ある一定の目標があつて0人と結果になったのならば、参加人数だけを評価基準にすべきではない。今後の検討としたい。

#### 委員長

今の内容は全体的に関わるので、今後の答申作成の際に内容を入れていきたい。

では次の事業の評価をします。

#### 【流山市一般廃棄物処理基本計画の策定】

#### 委員長

総評はB-であるが意見のある方はどうぞ。

#### A委員

全体的にBやC評価が多くB-評価は妥当ではある。

#### 副委員長

この事業については概要版の作り方については指摘があつたが、市民に周知する努力は見受けられた。各委員の評価理由を教えてください。

#### D委員

ここでの概要版資料とは本編の抜粋のことを指すと思うが、そこからこの市民参加手続きにおける市の考え方及び論点が読み取れなかった為、評価をCとした。

#### B委員

ヒアリングの内容も問題があつたと思う。ごみ問題という市民に対して重要性の高い内容にもかかわらず、担当課の市民参加への積極性が感じられなかった。

#### C委員

市民参加についての考え方について、我々と担当課での距離感があつた。

D委員

市民参加条例におけるパブリックコメント手続時の事前公表事項に、市の論点を公表することを謳っているが、今回の概要版資料からはそれが読み取れなかった。市長が計画の冒頭コメントに記載していることをもっと全面的に押し出すべきだった。

委員長

論点を問うための姿勢、そのための市民参加手続きの事業展開が必要である。では次の事業の評価をします。

#### 【流山市下水道事業経営戦略策定事業】

委員長

総評はBであるが意見のある方はどうぞ。

D委員

この事業については市民参加手続きを実施すべきかどうかを検討する必要があったと思う。

B委員

論点をどこに置くべきかがやはり必要だった。今回提出された資料は財務資料のような資料であり、下水道事業という専門性の高い内容を市民に問うのはどうかと思う。

A委員

この内容で市民参加をされても市民は何を答えていいかわからなくなる。それでも意見を求めるのであれば、意見の論点を提示していただきたい。

委員長

この事業の内容のままだと、たしかに市民参加は実施しにくい。

D委員

市民参加手続き実施すべきかどうかの判断決定は私にはできないが、ほかの事業でも指摘があるとおり、どのような事業が市民参加手続きをかけるべきなのか妥当性を検討していきたい。

B委員

市民参加条例運用の趣旨をもっと柔軟に考えて、市民が参加しやすい市民参加手続きを整備すべきだと思う。

委員長

いまの内容は全体に関わる内容なので今後検討していきたい。  
では次の事業の評価をします。

#### 【流山市立小学校及び中学校通学区域規則の改正】

委員長

総評はB＋であるが意見のある方はどうぞ。

B委員

全体的にもB評価が多く妥当ではある。

A委員

A評価でなかった理由としては、関係者だけでなく一般市民にも情報提供して参加できる仕組みが必要だったことが挙げられる。

委員長

では次の事業の評価をします。

#### 【学校給食公会計化事業】

委員長

総評はB－であるが意見のある方はどうぞ。

A委員

市民参加といいながらPTAが中心となっていて市民を巻き込めてなかった、時間がなくてできなかったからしょうがないという印象を受けた。

B委員

ヒアリングの印象が悪かったのもあるが、そもそも会計の効率化をすることについて市民参加手続きで市民の意見やチェックを聞く必要はないと思う。

委員長

では次の事業の評価をします。

【流山市新設小学校建設事業】

委員長

総評はA－であるが意見のある方はどうぞ。

B委員

ワークショップというユニークな手法を実施しているのは評価できる。

A委員

もっと市民に向けて周知すべきだったと思う。

委員長

では次の事業の評価をします。

【流山市景観条例の一部を改正する条例】

委員長

総評はB＋であるが意見のある方はどうぞ。

D委員

ヒアリングの際に配られたパンフレットが高評価の理由にもなっていると思うが、パンフレットはあくまで市民参加手続き実施後に作成されたものである。それを評価に反映させるのは問題だとは思う。

事務局

補足だが、景観条例の一部を改正する条例はヒアリング未実施事業であり、次の広告物条例の策定がヒアリングを実施した事業である。

C委員

D委員のとおりパンフレットは素晴らしかったが、市民参加の手続きとは関係なかった資料であった。

委員長

では次の事業の評価をします。

**【流山市広告物条例の策定】**

委員長

総評はAーであるが意見のある方はどうぞ。

A委員

意見交換やパブリックコメントの件数は他の事業より多く、評価に値する。

委員長

先程のパンフレットに係る評価は③事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供の評価にあたると思うが、既に評価がBでありパンフレットによる評価に影響していないと思う。

A委員

ヒアリングの際に、今後市民の関心を高めるためにパンフレットの配布はできないかとの話があったが、それについてはどうなったのか。

事務局

市民向けのパンフレットについては、都市計画課の窓口にて無料配布している。また、事業者向けのパンフレットは有料販売となっている。

それ以外にも市のホームページでダウンロードはすることができる。

委員長

パンフレットについては、今後積極的に活用していただければと思う。

では次の事業の評価をします。

**【流山市避難行動要支援者避難支援計画】**

委員長

総評はBであるが意見のある方はどうぞ。

A委員

パブリックコメント数が 0 件であったことについて、果たして実施の方法に問題はなかったか。

D委員

自治会でも話題になっている案件なので、やり方によって意見はあったと思う。

B委員

パブリックコメントをする前段階にもっと事業内容を周知するような手法を選択しても良かったと思う。

A委員

パブリックコメントへのハードルが高かったと思う。

副委員長

関係機関との連携もあったことからB評価で問題ないとは思う。

A委員

連携する努力は見られる。

委員長

それでは評価をB評価に決定します。

では次の事業の評価をします。

#### 【流山市手話言語の普及の促進に関する条例】

委員長

総評はAであるが意見のある方はどうぞ。

評価としてもどの委員も総評はAー以上である。

D委員

今回の事業は関心が高い興味度を有するテーマ性が意見数を増大させている要因だと推測する。もちろん担当課の努力もあったのも事実だが、その点も考慮したい。

A委員

パブリックコメントの意見数が100件以上なのは過去最高だと思う。

委員長

高い関心度がある事業で、適切に市民参加手続きを実施すると意見が出るということがわかった。

では次の事業の評価をします。

**【流山市手数料条例の一部を改正】**

委員長

総評はBであるが意見のある方はどうぞ。

B委員

何回もいうが、条例の一部改正については市民参加手続きを省略していいのではないかと思う。

副委員長

実施しなかったことで、後々問題が生じるぐらいなら実施しようという考え方で実施したと思う。

事務局

上位法の変更に伴う、手数料などの一部変更については、市民参加条例第5条第2項に基づき市民参加手続きから対象外とすることができると記載があるが、今回のような場合、上位法が県や国の指針しか定めがなく、具体的な金額設定等は地方自治体に一任されてしまっていることから、市民参加手続きを実施している場合がある。

B委員

意見をいっても変えられないことが明白な市民参加手続きはどうかと思う。

副委員長

市民の知らないところでお金に関することが変更されることがないように、市民参加条例で規定されているのだとは思う。そこでとりあえずオープンに市民参加を実施したのではないか。

#### A委員

このような事例の場合、どの手法が適切だったのかは選択が難しいと思う。  
しかし、せっかくの市民参加手続きが無駄にならないようにはしてほしい。

#### 委員長

各事業の評価は以上とする。今の話し合いの中ででた全体にかかわる意見を  
まとめたい。1つ目は論点を問う姿勢が大事なのではないかということ。2つ目  
はそれにあわせての目標値・達成度の設定。3つ目は市民参加を実施すべきかど  
うかについて。これらは評価を配信する際には冒頭に指摘事項として記載して  
いただきたい。

#### 副委員長

ここ何年間、指摘事項として挙げているがパブリックコメントでの市民に求  
める意見の論点を提示してもらいたい。

#### A委員

あとは名称以外のキャッチフレーズが大事である。

#### C委員

キャッチフレーズとは市民に対する伝え方ということか。

#### A委員

行政的名称ではなく市民を引きつけるタイトルが必要だということである。

#### D委員

パブリックコメントに市が求めることは何かということを明確にすべきであ  
る。

#### 委員長

具体的に論点の話で話題になったのは今回のクリーンセンターの事業であつ  
たので例として挙げると、計画をただ提示するのではなく論点として「今後人口  
が増加する流山でゴミを増やさないまちにすることが大事である” については市  
民の皆さんからの意見を求めたい。」ということの切り口にして意見を求めるな  
どが考えられる。

副委員長

あくまで「論点」なので、論点以外の箇所についても意見をだせるような資料提供は必要である。

委員長

このことは、条例に謳っていることではあるのでしっかりと実施してほしい。

D委員

論点が「書いてある」ではなく「読み取れる」概要版資料が必要である。

副委員長

クリーンセンターの資料は唯一数値目標が掲載されていた資料であった。これを市民に問いかける姿勢を市民参加に組み込めたら良かった。

委員長

現状どの事業も漠然とした意見を聞いているので、もう少し誘導しても良いかと思う。

D委員

もっと市民が参加しないとまちは変えられないということをわかるような仕掛けが必要である。

A委員

何をしたら市民の心に訴えられるのか担当課がいま一步考える必要がある。

委員長

最後に市民参加にすべきかどうかについてだが、このことについて担当課の判断で手続きを実施する・しないの選択はできるのか。

事務局

事業を実施する担当課が条例に照らし合わせて、市民参加を実施するかしないかを判断していただいている。

委員長

逆に市民参加手続きを実施すべき事業を実施しなかったことについて、条例

違反であると指摘することはあるのか。

事務局

市民参加実施有無については、理由をつけて市長まで確認をしている。実施しないのであれば、条例に照らし合わせた実施しない事由で意思決定をしている。

委員長

市民参加条例に照らし合わせ、担当課が市民参加手続きを実施しないという事由を明確化し、意思決定をすれば実施しなくても良いという判断をすることができるのか。

事務局

実施しなかった理由をホームページ上に公表するが、手続きを実施しないという選択はできる。

委員長

今回の場合、指摘があった経營業務課、学校教育課、建築住宅課について実施しない事由が明確であれば実施しないという判断することはできたのか。

事務局

事業実施担当課がそのように判断するのであれば不可能ではない。

B委員

市長の確認とあったが、その最終意思決定の前に中間的な意思決定機関はないのか。

事務局

各関係部局長で話し合う政策調整会議で諮っている。

B委員

そうなる、市における市民参加手続き実施時の意思決定と市民参加推進委員会の事後の評価で齟齬がでるのか。

事務局

市民参加条例における実施判断基準は第5条第2項が判断基準となる。各事業実施予定担当課がコミュニティ課へ相談をしにきた際は、その旨を伝えつつ、

条例で謳っていないことについても対象にすることも可能であると、両方の側面で説明している。

委員長

以上で評価の中間報告における指摘事項としたい。  
次に「(2) 市民参加運用に関する見直し・改善について」事務局より説明をお願いしたい。

事務局

本日は資料の「平成24年から平成30年までの市民参加手続実施内容」と今年度のヒアリング・他市の事例を参考に市民参加対象事業ごとに適切な市民参加手続きの選択について審議していただきたい。

また、今後お配りしている市民参加手続きを周知するパンフレットを再度作成しようか検討しているので、その点についてもご審議いただきたい。

委員長

意見のある方はどうぞ。

A委員

このパンフレットは今も配架しているのか。

事務局

していません。

D委員

今回のヒアリングで感じたのは「担当課の市民参加を促すモチベーション」と「インセンティブ」について気になった。しっかりとした市民参加を実施するとかなりの労力が要する。しかし、結果として意見がでないことがある。その状況下の中、担当課のモチベーションを上げるには積極的な市民参加を実施し、その結果たくさんの意見や関心もたれ、実施事業に良い影響を与えた場合は、何かしらのインセンティブが必要だと感じた。

事務局ではどのように把握しているか。

事務局

事務局としても市民参加手続き実施をする際には資料の作成・内外部の調整などでかなりの労力が要することは把握している。モチベーションについては

実施担当課ごとの考えによるものなので一概に言えないが、実施するには責任をもって実施する。

#### D委員

「責任」ではなく「やりたい」と思うにはどうすれば良いのか。

#### A委員

職員だけでなく、市民のモチベーション、例えば「提出された意見がこのように反映されました」などを周知するようなものをチラシに載せたりするとモチベーションが上がると思う。

「あなたの声をまっています」だけではなく、「あなたの声が反映されています」がわかるものが必要である。

#### D委員

この推進委員会での評価はインセンティブにつなげられないのか。

インセンティブなくモチベーションをあげるのは民間ではなかなか厳しいと思う。

#### B委員

他市町村でモチベーション・インセンティブの件の情報を収集することができるのか。

#### 事務局

可能である。

#### A委員

遠くの自治体には行けないが、近隣自治体への視察に行けたらより話が深く聞けると思う。

#### C委員

モチベーションの件だが、各事業において目標はあると思うが、その目標を達成するためには市民参加がどうあるべきかを考える必要がある。市民参加でどこからどの市民までに参加してもらいたいのかを検討され、そこから目標値が生まれると思う。そこからパブリックコメントを含む市民参加のターゲットを絞ることができる。そこを突きつめないと市民参加が形骸化する恐れがある。

今回、初めて委員として市民参加の評価をしたが、やはり評価の基準がよくわ

からなかった。

また、チラシの件だが新規に作成してもそれが市民の参加にはつながらないと思う。流山市の人口のボリュームゾーンは30代40代である。その中にいる小さなコミュニティの中心人物たちを通して市民参加を促していくことが大事である。

#### A委員

私も市民参加を知ったきっかけとしてはこの場のような審議会に参加してからだ。

市民は市民参加を「知れば」やってみようという関心は生まれる。市民にいかにか知らせるかが大事である。

#### D委員

京都市の事例で「未来の担い手、若者会議U35」があったがその中で「攻めのパブコメ」「対話のパブコメ」としてイベントに出向いて直接パブコメについて対話で説明したことがある。

#### 委員長

モチベーションということで、「市民参加をなさい」といわれても市民のモチベーションにはつながらない。「みんなで住みよい流山をつくりましょう」というのが目的でありその為に市民参加が必要である。市民に市民参加をしないよりも、することが住みやすい流山につながるということをわかってもらう必要がある。

#### D委員

その為には事例が有効である。

#### 委員長

職員にも同じで市民参加を実施すると単に業務が多くなるからと考えてしまうとモチベーションは上がらない。一番いけないのは「条例に謳っているから実施した」である。そうすると市民参加は形式化してしまう。市民参加をすると何か良いことがあるということが自覚すればモチベーションにつながると思う。

#### 副委員長

市民参加するほうが目標達成しやすいという共通理解として庁内、市民にも浸透すればいいと思う。その為に成功事例を広報などで周知できたら良い。

A委員

チラシでなく定期的に広報に掲載出来たら、コスト的にも安価にできると思う。

B委員

今回の内容は答申に反映できるのか。各担当課が市長までの意思決定をして実施している事業の手法まで踏み込んで指摘して良いものなのか。

委員長

それについては、今後議論していく。

D委員

市民参加全体を推進していくのが今後の目標となるが、事務局としてはどのような方向性を想定しているのか。

事務局

答申の他に必要とあれば建議として意見を提出していただくことは可能である。

B委員

諮問については従来通りの答申作成し、それ以上の意見があれば建議として提出するという事か。

事務局

そうである。

委員長

以上で「(2) 市民参加運用に関する見直し・改善」についての審議を終わりにします。

次に「(3) その他」について事務局の説明をお願いします。

事務局

今回の会議日程は1月28日(火)午後3時から303会議室で実施する。

委員長

それでは本日の委員会を終わりにしたい。お疲れ様でした。